

広島西税務署からのお知らせ

サラリーマンで所得税の確定申告が必要な方

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方 など

申告手続などにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

申告と納税は期限内に！

納税には安心・便利な口座振替をご利用ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告・納期限は **3月15日(水)**

所得税及び復興特別所得税の口座振替日は **4月20日(木)**



おうちで作成
ネットで申告



詳しくは **国税庁** で **検索**



確定申告をすれば所得税が還付される方

確定申告の必要がない方でも、給与や年金から源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により所得税及び復興特別所得税が還付されます。

所得税及び復興特別所得税が還付される場合

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合など

※ 控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

※ 給与や年金所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

e-Tax
データ送付!

便利な

申告書の作成は 国税庁ホームページの



又は

書面で提出!

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

詳しい情報は
国税庁ホームページ
確定申告特集
をご覧ください。

国税庁

で検索

www.nta.go.jp



申告手続などにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

国税庁ホームページで

確定申告書が作れます！

確定申告って
どうしたらいいのかわからないなあ..?

(国税庁ホームページ トップページ)

Click!

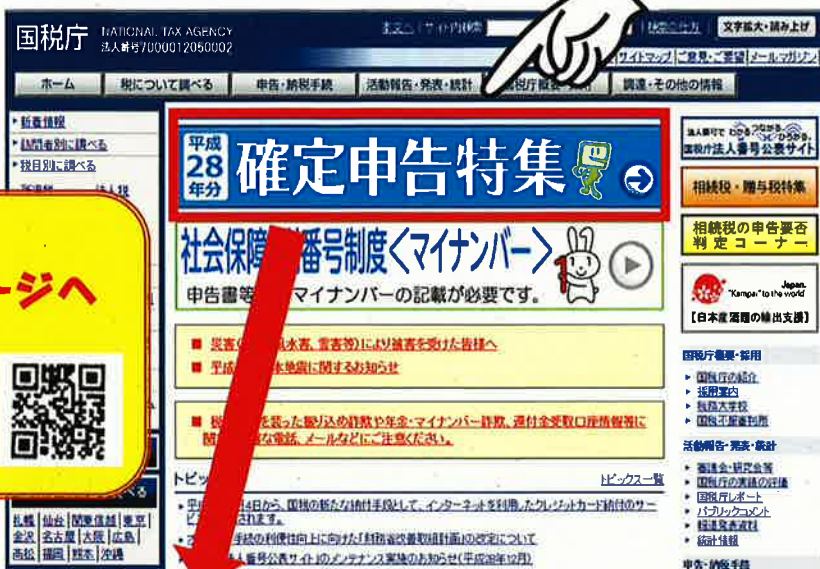


国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

そんなときは・・・
**国税庁ホームページへ
アクセス!**

www.nta.go.jp

国税庁 で 検索



平成28年分 確定申告に関する情報の総合窓口

確定申告特集

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに源泉徴収の申告に関する情報を提供しています。

所得税及び復興特別所得税・贈与税

3月15日(水)までに申告・納税

個人事業者の消費税及び地方消費税

3月31日(金)までに申告・納税

重要なお知らせ

申告にあたって
申告書などには
マイナンバーの記載
+
本人確認書類の
提示又は写しの添付
が必要です

e-Taxの準備にあたって
・マイナンバーカードを
取得された方
・カードリーダーの
設定について
・Windows10を
ご利用の方

申告書を作成する

> 確定申告書等作成コーナーへ

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。



確定申告に関する情報を見る

> 確定申告に関する情報

申告書の作成・提出時、確定申告に関する様々な情報をご案内します。

> 動画で見る
確定申告
確定申告に関する
動画がご覧いただけます。

ネットが便利
申告・納税 e-Tax

確定申告特集 (スマートフォン版)

社会保障・税番号制度
あなたにも、マイナンバー、はじまります。

平成29年1月4日(水)か

ら3月31日(金)の間、国税

庁ホームページに「確定申告特

集ページ」が開設されます。

「確定申告特集ページ」では、

確定申告に関する情報を入手で

きるほか、申告書作成にととも

便利な「確定申告書等作成コー

ナー」をご利用いただけます。

是非ご利用ください!

申告書は、 国税庁ホームページで 作成できます！

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

1 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。

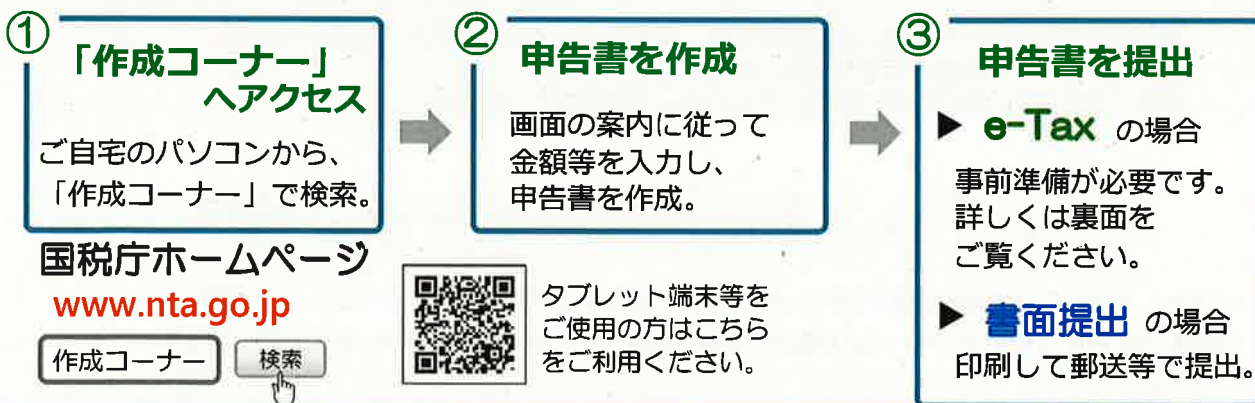
3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算できます。

4 前年データが利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

申告書作成から提出までの流れ



申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などに関するお問合せ先は裏面をご参照ください。

医療費を支払われた方へ

医療費控除に係る確定申告書は、

国税庁ホームページ

“確定申告書等作成コーナー”

で作成できます！



作成コーナー

検索

“確定申告書等作成コーナー”で作成した確定申告書は、ご自宅のパソコンからマイナンバーカード（及びICカードリーダー）を利用してe-Taxにより送信（提出）することができます。

また、マイナンバーカードがなくても、“印刷して郵送等”により提出できます。

▶ 医療費控除について調べるには？

国税庁ホームページ 『タックスアンサー（所得税）』

医療費を支払ったとき

をご確認ください。

- ◆ 例えば、次のような質問の回答が掲載されています。
 - ・ 病院への通院費は、領収証がないと控除できないの？
 - ・ 扶養している子供の診療代も“医療費”に含めていいの？
 - ・ 歯列矯正の費用は対象になるの？



▶ 確定申告書等作成コーナーはどうやって使うの？

国税庁ホームページ“確定申告書等作成コーナー”の『作成開始』ボタンをクリック！

⇒ あとは、画面の案内に従って入力するだけ！



是非、ご自宅のパソコンで申告書の作成を!!

ご自宅で作成コーナーを利用すると、こんなに便利!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。
※住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、マイナンバーカードの交付を受けるまで、e-Taxでご利用いただけます。

税務署に出向く必要なし!

e-Tax 又は 印刷して郵送等により提出することができます。

いつでも利用可能!

確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

自動で税額を計算!

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

プリントサービスにも対応!

コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

▶ タブレット端末からもご利用できます!

タブレット端末からは、所得税の確定申告書作成コーナーのみが利用できます。
なお、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など、一部機能がご利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。

タブレット端末からはこちらのQRコードをご利用ください。



ご不明な点のお問い合わせはお電話で!

▶ 確定申告書等作成コーナーの操作などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)

※ 確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

※ 上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金となります。)

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関するご質問

▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時 ▶ 土日祝日 9時30分～17時30分 (年末年始を除きます。)

※ 受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

※ 上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常通話料金となります。)

▶ 住宅借入金等特別控除など、申告内容のご質問や必要書類に関するお問合せ

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談の内容に応じて、該当の番号を選択してください。

※ 最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

マイナンバーの記載などを忘れずに!

平成28年分以降の確定申告書には、

マイナンバーの記載



本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です!

【本人確認書類の例】

例1: マイナンバーカード

例2: 通知カード + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証

※ e-Tax を利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

※ マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関する質問は、「マイナンバー総合フリーダイヤル」にお問い合わせください。(詳しくは、内閣官房ホームページでご確認ください。)



お知らせ

申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



123...

マイナンバーの記載



本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

制度の概要等は裏面をご覧ください

